



パリ協定と整合性のある 金融機関原則

化石燃料、森林減少と気候危機

「パリ協定との整合性」を約束する金融機関¹は、あらゆる人権および先住民族固有の権利を尊重しながら²、世界全体の平均気温の上昇を1.5度に抑えるというパリ協定の目標に整合性をもつことも約束しなければならない³。人為的な温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にする目標をはじめとする金融機関の気候に関する約束も、この「1.5度目標」に整合していなければならない。こうした約束を、パリ協定の野心を満たす実行可能な計画に落とし込むには、以下の事実を指針とするべきである。

- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 「1.5°C 特別報告書」(2018年、以下SR1.5) の「排出経路 P1」によると、気温上昇を1.5度に抑えることができる確率が50%であっても、**世界全体の二酸化炭素 (CO₂) 排出量を2030年までに2010年の水準から半分以上削減し、その後2050年までに実質的にゼロにまで削減しなければならない**⁴。P1は「限られたオーバーシュート」の経路で⁵、二酸化炭素除去 (CDR) への依存度が最も低い。⁶
- 生産段階にある石炭、石油、天然ガス由来の潜在的な排出量による気温上昇は1.5度をはるかに超え、2度をも超えそうであるため、化石燃料の探査・採掘の拡大、あるいは採掘の継続・拡大を推進するインフラの拡張は全て、パリ協定と矛盾する⁷。気温上昇を1.5度に抑えるためには、既存の化石燃料の生産と使用について、迅速かつ管理された段階的廃止を今始めなければならない。
- 森林、草地、湿地、海洋、その他の自然生態系の保護・復元は、気候緩和にとって不可欠である。森林破壊や自然生態系の劣化を減らすことで、極めて重要な炭素吸収源が保護される。産業規模の林業、農業、商品生産の拡大は、直接的または間接的に森林劣化や破壊、原生林景観地域での新規インフラ開発、先住民族の権利侵害をもたらす場合、パリ協定と相入れない⁸。炭素集約度の高い農産事業へのファイナンスを停止することも不可欠である。
- パリ協定との整合性は、気候正義と人権にとって必要である。気温上昇を1.5度に抑えることは公正・正義と人権擁護の問題であり⁹、気候危機、化石燃料採掘とインフラ整備、そして森林減少の最前線にいる地域コミュニティの権利を尊重する上で必要なのである¹⁰。また、気候変動に対処するための行動をとる際にも権利を尊重しなければならない。早期の段階的廃止が必要な経済活動に依存している労働者とコミュニティのために「公正な移行」(ジャスト・トランジション) を確保しなければならない。

従って、パリ協定あるいは1.5度目標に整合性をもつためには、**金融機関は事業活動による気候への影響全体を最低でもSR1.5の排出経路 P1に合致させなければならない**ということになる¹¹。この目標を達成するためには、金融機関は以下の原則を約束する必要がある。

1.

金融機関は、支援対象のプロジェクトや企業に1.5度目標に整合性のある事業活動を行うよう求める約束を、第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)¹²までに採用すること。

- A.** 金融機関は、以下を含むあらゆるプロジェクトへのファイナンス¹³を早急に停止すること—化石燃料の未開発埋蔵量の探査、化石燃料採掘の拡大、または新規採掘事業を可能にしたり、既存の採掘事業や化石燃料を使うプロジェクトの期限を延長するインフラ整備。金融機関は、支援対象の既存の化石燃料プロジェクト全てに対し、最低でもSR1.5の排出経路P1に合致したスケジュールで事業を縮小させるような計画を策定し実施すること。
- B.** 金融機関は、石炭事業に関与する企業（定義は「脱石炭リスト」を参照）へのあらゆるファイナンスを迅速に段階的に廃止すること¹⁴。金融機関は、全ての石炭事業に関与する企業へのファイナンスを急速に毎年削減し、石炭企業へのエクスポージャーとファイナンスを、経済協力開発機構（OECD）加盟国¹⁵では遅くとも2030年までに、他の各国では2040年までに、ゼロまで削減すると約束すること¹⁶。
- C.** 金融機関は、化石燃料の採掘・インフラの拡大や新規埋蔵量の探査を行っているあらゆる企業へのファイナンスを直ちに停止すること。金融機関は、化石燃料関連の顧客企業全てに対し、最低でもSR1.5の経路 P1に整合するタイムラインで化石燃料事業の縮小計画を遅くともCOP26までに公表するように、要求すること。金融機関は、化石燃料の段階的廃止計画の公表や遵守を拒む企業へのファイナンスは撤退すること。
- D.** 金融機関は、天然林をはじめとする自然生態系（特に泥炭地を重視）の劣化・損失を伴うプロジェクト、または企業グループ全体で「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」（NDPE: No Deforestation, No Peatland and No Exploitation）方針を遵守していない企業へのファイナンスを禁止すること。
- E.** 金融機関は、化石燃料または森林減少のリスクのある顧客企業に、何を、いつまでに要求するか、そして要求を満たさない場合はどのような結果が生じるかを明らかにすること。金融機関はそのような顧客企業に支援を継続することによって、1.5度目標に整合した移行を加速させていると主張する場合は、その根拠について説明責任を果たすこと。化石燃料の生産・使用あるいは生態系劣化を拡大させている企業や、人権や先住民の権利を侵害している企業を、1.5度目標に整合して移行していると見なすことはできないこと。

2.

金融機関は、気候への影響を測定し情報開示するプロセスをCOP26までに設置しなければならないこと、そして1.5度目標に整合するようにファイナンス対象の排出量を段階的に廃止し、科学的根拠に基づく目標(SBT)設定の具体的な計画の策定を約束すること。

- A.** 金融機関は、中間目標として遅くとも2030年までに気候への影響を半減させ、そして遅くとも2050年までに気候への影響をゼロに減らすと約束すること。金融機関による気候への影響を2021年以降は年々、急速に減少させること¹⁷。OECD加盟国(相対的に移行を行う能力が高く責任も大きい)での排出を伴う活動へのファイナンスは、世界全体よりも迅速に段階的廃止を進めること。
- B.** 金融機関は、ファイナンス業務を含む事業全体で排出されるカーボンフットプリント全体を測定し開示すること。金融機関のカーボンフットプリントを測定し開示するための方法論は、透明性が確保され検証可能でなければならない、貸付、引受、投資、保険、その他の金融サービスによって生じる直接・間接の排出量の全てを含んでいること。こうした方法論には、土地利用による排出量に影響を及ぼす事業活動、具体的には森林や泥炭地の劣化や、土地転換も含めなければならない。
- C.** 化石燃料と森林減少による排出量は、2050年までにゼロにする必要があること。金融機関およびその顧客企業は、社会・環境に大規模な害を及ぼす可能性がある、オフセットやCCS付きバイオエネルギー(BECCS)、人工造林、その他の実証されていない「負の排出量」といった信頼に値しないスキームや地球工学(ジオエンジニアリング)技術などによる「実質ゼロ」の計算によって、パリ協定への整合性の実現はできないこと¹⁸。同様に、収益当たりの排出量に基づく炭素集約度の指標を用いたり、化石燃料へのファイナンスのオフセットとして再生可能エネルギーへのファイナンスの増額分を計算に入れたりするなどの算定方法も許容できない。
- D.** 金融機関は、約束の達成に向けた進捗および成果の年次報告について、第三者機関による透明性のあるモニタリングプロセスを設置すること。



賛同団体

この原則は、**米環境NGOレインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)**のコーディネートのもと、以下の賛同団体との連携により策定された。

350.org
Amazon Watch, US
Asian Peoples Movement on Debt and Development (APMDD)
Asociación Interamericana para la Defensa del Ambiente (AIDA)
Bangladesh Krishok Federation
BankTrack, Netherlands
Catholic Network US
Catholic Youth Network for Sustainability in Africa
CEE Bankwatch Network, Europe
Center for Energy, Ecology, and Development (CEED), Philippines
Center for International Environmental Law, US
Centre for Financial Accountability, India
Climate Action Network Canada - Réseau action climat Canada
Climate Hawks Vote, US
Coastal Livelihood and Environmental Action Network, Bangladesh
Digo Bikas Institute, Nepal
Environics Trust, India
Environmental Defence, Canada
EquityBD, Bangladesh
Friends of the Earth France
国際環境 NGO FoE Japan
Friends of the Earth US
Focus on the Global South, Thailand
Freedom from Debt Coalition, Philippines
Fundación Ambiente y Recursos Naturales (FARN), Argentina
Ginew Collective, US
国際環境 NGO グリーンピース
Indian Social Action Forum
Indigenous Environmental Network, US/Canada
気候ネットワーク, 日本

Majority Action, US
Manthan Adhyayan Kendra, India
Market Forces, Australia
Migrant Forum Asia
Monitoring Sustainability of Globalization (MSN), Malaysia
Nadi Ghati Morcha, India
Oil Change International, US
Oriang Women's Movement, Philippines
Pakistan Fisherfolk Forum
People and Planet, UK
Philippine Movement for Climate Justice
Positive Money, UK
Private Equity Stakeholder Project, US
Profundo, Netherlands
Rainforest Action Network, US
Reclaim Finance, France
Re:Common, Italy
Recourse, UK
Riverbasin Friends, India
Sanlakas, Philippines
Sierra Club, US
Solutions for Our Climate, Korea
Stand.earth, US/Canada
Stop the Money Pipeline, US
Tax and Fiscal Justice, Nepal
The Sunrise Project, Australia
Urgewald, Germany
WALHI Friends of the Earth, Indonesia
Womenhealth Philippines
Women's Earth and Climate Action Network (WECAN)

脚注

1. 本原則は、民間機関にも公的機関にも当てはまる。公的金融機関は民間金融機関より野心的な期限を採用する義務がある。例えば欧州投資銀行(EIB)は、2021年末までに化石燃料エネルギーへの資金提供の終了を約束している。
2. “Indigenous Peoples’ Rights to Autonomy and Self-Government as a Manifestation of The Right To Self-Determination” IWGIA, 2019. Also see “Free Prior and Informed Consent – An Indigenous Peoples’ right and a good practice for local communities” UN DESA, 2016. パリ協定の前文は「締約国が、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発の権利に関するそれぞれの締約国の義務の履行並びに男女間の平等、女子の自律的な力の育成及び世代間の衡平を尊重し、促進し、及び考慮すべき」と述べている。農民、漁師のコミュニティ、地方労働者、アフリカ系の子孫、その他のコミュニティの権利も尊重しなければならない。以下も参照のこと: UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (1979), UN Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas (2018)。
3. パリ協定の包括的な目的3つのうちの1つ(平均気温の上昇を抑えること、適応力の向上に加えて)は、「温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させること」(第二条 1. C)である。
4. 排出経路については、IPCC「1.5°C特別報告書」(SR1.5)政策決定者向け要約(SPM、環境省仮訳 p.22)を参照。http://www.env.go.jp/earth/ipcc/special_reports/sr1-5c_spm.pdf
「排出経路 P1」でモデリングされた実際のCO2排出量の変化は、2010年から2050年までに58%削減となっている。「排出経路 P1～P3」は、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ブラックカーボン(黒色炭素)などCO2以外の気候強制力因子排出量の削減または制限も必要とする。
5. 「限られたオーバーシュート」:21世紀中に1.5度を一時的に過えるが、1.6°Cより低く抑えて、2100年までに1.5°Cに戻る経路。
6. 経路 P1は、植林による二酸化炭素除去(CDR: Carbon dioxide removal)を想定している。経路 P2～P4は、炭素回収・貯留(CCS)付きの化石燃料燃焼やCCS付きバイオエネルギー(BECCS)など、社会面・環境面で問題があり技術面・経済面で実証されていない「負の排出」技術やアプローチの大規模な利用に依存している。経路 P1は、CCS付き化石燃料やBECCSを利用せず、SR1.5に示された4つの例示的モデル経路の中で最低水準のCDRとなっている。
7. Kelly Trout, “The Sky’s Limit and the IPCC Report on 1.5 Degrees of Warming,” Oil Change International, 17 October 2018; Dan Tong et al. “Committed emissions from existing energy infrastructure jeopardize 1.5°C climate target” Nature, 1 July 2019.
8. パリ協定は、「全ての生態系(海洋を含む。)の本来のままの状態における保全及び生物の多様性の保全(「母なる地球」として一部の文化によって認められるもの)を確保することの重要性」に留意すると述べている。
9. See e.g. “Failure to act swiftly on climate change risks human rights violation on massive scale,” Amnesty International, 8 October 2018.
10. パリ協定は、「気候変動に対処するための行動をとる際に……『気候の正義』の概念の一部の者にとつての重要性」に留意し、「締約国が、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発の権利に関するそれぞれの締約国の義務の履行並びに男女間の平等、女子の自律的な力の育成及び世代間の衡平を尊重し、促進し、及び考慮すべきであると述べている。
11. 国際エネルギー機関(IEA)が開発したシナリオは、1.5度に合致しているかの試験として使えないことに留意すべきである。圧力の高まりを受けてもまだIEAは、気温上昇を1.5度に抑えることに合致したエネルギーシナリオを提供していない。気候コミュニティ、財界、科学界、投資家コミュニティのリーダーがIEAに1.5度シナリオを要求するために送付した共同書簡を参照。<https://mission2020.global/letter-to-iea>
12. 2021年11月にスコットランドのグラスゴーで開催予定。
13. この原則において「ファイナンス」は、貸付、引受、投資、保険、アドバイザリー業務、その他の金融サービス(仲介機関を通じた間接的なファイナンスを含む)を指す。
14. <https://sekitan.jp/jbic/2019/09/19/3646>
15. オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、米国(2020年8月27日現在)。本金融原則が石炭セクターに適用された場合、2030年および2040年までにポートフォリオにおける石炭のエクスポージャーは確実にごくわずかとなる。2030年および2040年の期限については以下を参照: <https://climateanalytics.org/briefings/coal-phase-out/>
16. イタリアの大手銀行ウニクレディットは2020年8月に「2028年までに全市場での石炭部門へのファイナンスを段階的にゼロにする」と発表した。これは現在のところ、主要銀行の石炭関連方針では最も強い。
17. 国連環境計画「排出ギャップ報告書 2019」では、1.5度目標を達成するためには2020年から2030年まで、年平均で7.6%ずつ世界の排出量を削減する必要があるとしている。
18. See e.g. “Fuel to the Fire: How Geoengineering Threatens to Entrench Fossil Fuels and Accelerate the Climate Crisis” Center for International Environmental Law, 2019.